

商店リフォーム支援事業補助金

市内で営業している店舗の補助金

地域経済の活性化のため、市内で営業している商業者を
応援しています。(太田市商店リフォーム支援事業補助金)



★新型コロナウイルス感染症対策工事も対象となります★

<一次申請受付期間:5月17日(月)から6月18日(金)まで>

受付時間は平日9時~12時、13時~17時とさせていただきます。

なお、上記期間中は先着順ではなく補助申請額が予算に達した場合、抽選となります。

予算に達しなかった場合、6月21日(月)以降は先着順となります。(最終締切9月30日(木)まで)

補助条件

下記のすべてに該当する必要があります。

<対象者>

- ・市税を滞納していない者(世帯全員。法人の場合は法人と法人代表者個人の世帯全員)
- ・太田市に住民登録がある者かつ市内で営業している者
※法人の場合は、代表者が太田市に住民登録がある者
※外国人にあっては日本国内において就労が認められる残留資格を有する者
- ・事業実施(リフォーム完了)後、3年以上継続して営業できる者
※3年間、年度末毎に確定申告書の写しなど提出条件有り

<対象物件>

- ・以前に商店リフォーム支援事業補助金又は空き店舗対策支援事業補助金を活用したことの
ない店舗であること

<工事期間>

- ・補助金決定通知の日以降の工事で、令和4年1月31日(月)までに完了するものである
こと

対象業種

日本標準産業分類に基づく以下の業種が対象です。

小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業が対象となります。

※ただし、下記の場合は対象外となります。

- ・床面積の合計が1,000㎡を超える店舗及び店舗内のテナント
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の適用を受ける店舗
- ・市外に本店があるチェーン店又はフランチャイズ店

補助金額

リフォーム工事費に対する補助です。

〈補助対象金額〉

- ・店舗リフォーム工事費 総額20万円以上（税抜き価格）
※一部対象とならない工事があります。詳しくはお問い合わせください。
- ・備品を購入し個人で設置する場合は対象となりません。

〈補助金額〉

- ・店舗リフォーム工事費（税抜価格）の1/2（100万円限度）

補助金の例

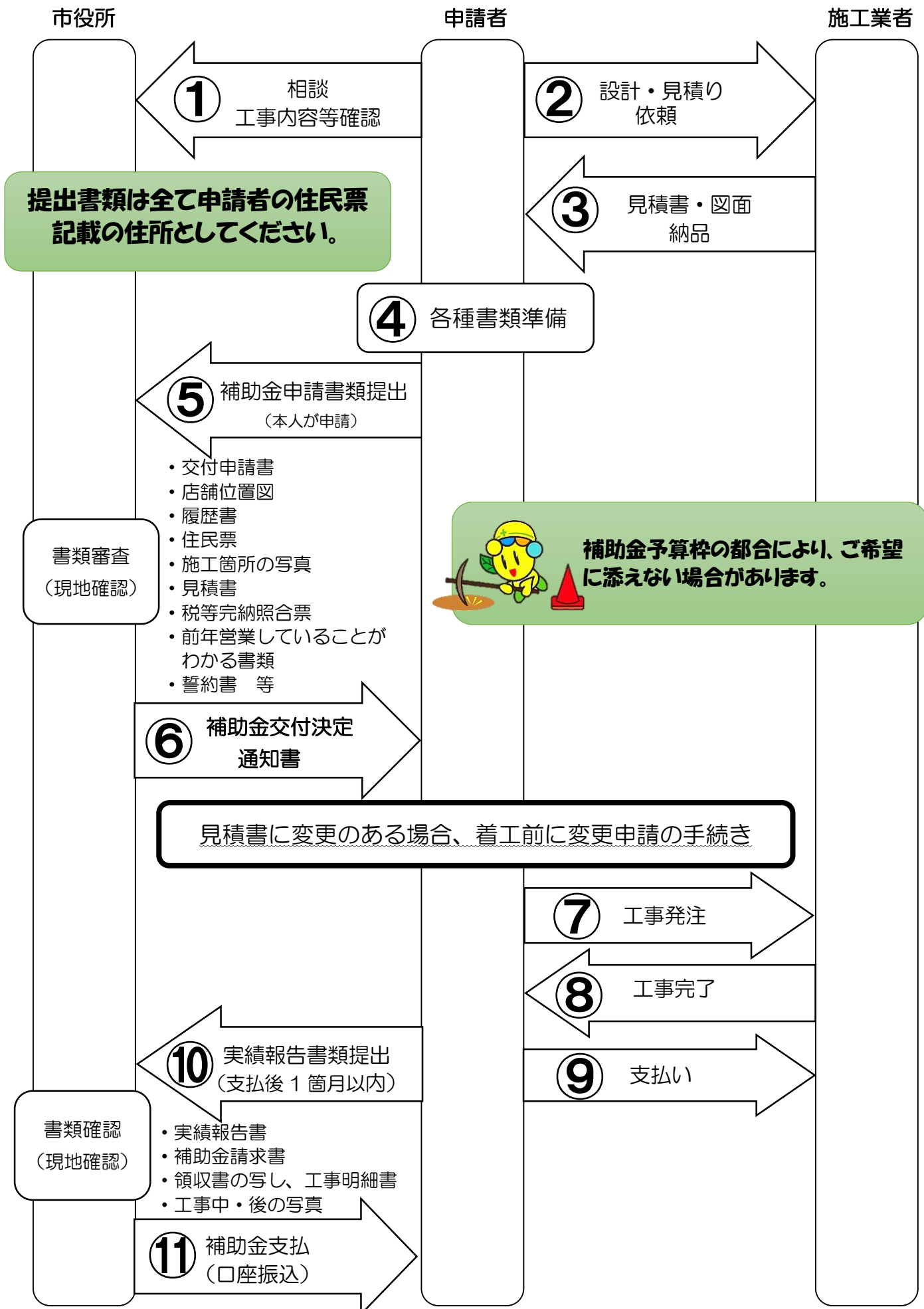
例1：160万円（税抜）の場合 $160万円 \times 1/2 = 80万円$ ⇒ **補助金 80万円**

例2：500万円（税抜）の場合 $500万円 \times 1/2 = 250万円$ ⇒ **補助金 100万円**

ご注意

- ・建築基準法の規定に適合する計画にしてください。
- ・店舗併用住宅の場合、店舗部分の工事に限ります。
- ・申請時の見積書に記載のある工事が対象となります。施工箇所や単価に変更のある場合、着工前に相談及び変更申請をしてください。着工後の変更は認められません。
- ・市内に本社、本店又は営業の拠点となる事業所を有する施工業者を利用することが条件となります。見積書や領収書、請求書等は市内住所の記載がある書類に限ります。ただし、リフォーム補助を受ける個人又は法人代表者と業者(法人の場合は代表者)が同一の場合は不可。
- ・事業完了後、1箇月以内に実績報告書類を提出してください。

<手続きの流れ>



申請に必要な書類等

◎は書式が決まっております。(HP からダウンロード又は産業政策課窓口にて配布)

◎補助金等交付申請書

- ・店舗の位置図(店舗の位置がわかるもの)
- ・店舗所有者の同意書の写し及び賃貸借契約書の写し(賃借の場合)
- ・補助金の交付を受けようとする者の履歴書(申請者の役職や経歴等)
- ・住民票写し(コピー可)(申請者の住所がわかるもの、本籍及び世帯主との続柄の記載は必要ありません)
- ・工事前の施工箇所の写真(カラーのみ可、A4用紙に貼付又はA4用紙に印刷したもので可)
- ・工事明細のわかる見積書(宛先と申請者名が一致するようにしてください)

◎太田市税等完納照合票(世帯員全員に滞納がないことを確認します)

収納課(本庁舎2階)にて照合してください。(法人の場合は法人と法人代表者個人の世帯全員)

- ・前年営業していることがわかる書類(確定申告書の写しなど)

◎誓約書

- ・店舗営業にあたって必要となる免許、資格、許可証等の写し

※業者発行書類(見積書等)には業者の印が必要となります。

変更する場合に必要な書類等

◎補助金等交付変更申請書

- ・工事明細のわかる見積書(宛先と申請者名が一致するようにしてください)

※補助金額に変更のある場合は、補助金等交付決定変更通知書がお手元に届いてから工事を着工してください。

報告に必要な書類等

◎補助金等実績報告書

◎補助金等請求書

- ・領収書写し(宛先と申請者名が一致するようにしてください。金額によっては収入印紙が必要となります。)
- ・工事明細書
- ・工事途中及び工事後の施工箇所の写真(カラーのみ可。A4用紙に貼付又はA4用紙に印刷したものとします。)

※業者発行書類(明細書、領収書等)には業者の印が必要となります。

対象工事

対象	対象工事の例（新型コロナウイルス感染症対策工事含む）
<p style="text-align: center;">工 事 （市内業者による 施工であること）</p>	<p>【対象となる工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根の修復（張替え、防水など） ・床材、内壁、天井の張替え、内装の塗装など ・襖、障子、網戸、畳の張替え ・床、壁、窓、天井などの断熱に関するもの ・外壁の塗り直し ・扉の交換 ・窓ガラス、サッシの交換 ・ドアの電動化 ・店舗間仕切りの変更 ・建物に付属した看板、オーニング（日よけ）等の修復や設置 ・床、内壁、天井のクロス張替えや塗り替え ・厨房の改修 ・給排水、衛生（換気を含む）設備に関するもの ・給湯設備に関するもの ・電気、ガスに関するもの ・エアコンの設置、その他空調に関するもの ・客用の洗面、トイレの改修や水周りに関するもの ・（理・美容業）の客用椅子の取替え ・防災設備に関するもの <p>【対象とならない工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車庫、物置き、倉庫等の設置 ・門扉、ブロック塀の設置や駐車場など ・植樹、剪定などの植栽に関するもの ・太陽光発電設備等、再生可能エネルギーの設備に関するもの ・建物に付属していない看板 ・外構工事及び屋外設備の設置 ・防犯用のカメラ及びライトの設置 ・清掃、シロアリの駆除、その他防虫や消毒等の薬剤散布、消臭、塗布、抗菌処理など ・浄化槽の設置、修繕 ・工事費が特段、高価と認められるもの ・店舗等で必要であると認められないもの

お問い合わせ（平日8時30分～17時15分）
 太田市役所産業政策課商業係（太田市役所5階）
 直通：0276-47-1834
 E-mail：025300@mx.city.ota.gunma.jp